

平成30年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月26日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
追加日程第1	議案第37号	平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）
日程第 2	陳情第5号	2019年度地方財政の充実・強化を求める陳情 （陳情審査報告）
日程第 3	陳情第6号	2018年度北海道最低賃金改正等に関する陳情 （陳情審査報告）
日程第 4	陳情第7号	教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の 実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／ 2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確 保・拡充と就学保障に向けた陳情（陳情審査報 告）
日程第 5	陳情第8号	教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育 諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 （給特法）」の廃止を含めた見直しを求める陳情 （陳情審査報告）
日程第 6		一般質問
日程第 7	意見書案第2号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見 書
日程第 8	意見書案第3号	2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見 書
日程第 9	意見書案第4号	「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担 制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧 困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向 けた意見書
日程第10	意見書案第5号	教職員の長時間労働解消に向け「公立の義務教育 諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 （給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書
日程第11		議員の派遣
日程第12		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 （議会運営委員会、産業厚生常任委員会）

◎出席議員（8名）

1番	中村純也君	2番	小笠原茂人君
3番	坂口尚示君	4番	相澤昌幸君
5番	岩井明君	6番	欠員
7番	大崎英樹君	8番	大谷友則君
9番	藤田博規君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	菅原裕一君
教育長	山本芳博君
農業委員会会長	井下睦男君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	富田秀樹君
企画課長	下重博光君
住民課長	佐藤則仁君
福祉課長	山田良則君
子育て支援所長	廣澤行位君
産業課長	神義宏君
商工観光課長	岩城光洋君
施設課参事	越谷光裕君
会計管理者	熊谷雅美君
農業委員会事務局長	渡辺良英君
教育委員会教育課長	二村比呂志君
消防署長	波多野明君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川直幸君
庶務係長	沢崎真司君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番小笠原茂人議員及び3番坂口尚示議員を指名します。

◎ 議事日程追加の議決

- 藤田議長 お諮りします。
本日、豊頃町長から、議案第37号平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）が提出されました。
これを、日程第1の次に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（異議なし）

- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第37号を日程第1の次に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎ 議案第37号

- 藤田議長 追加日程第1 議案第37号平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
富田総務課長。

- 富田総務課長 議案第37号平成30年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

補正予算書、1ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億720万8,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から説明いたしま

す。10ページをごらん願います。

9款教育費、5項保健体育費において、バレーボール少年団の全国大会出場に係る補助金として130万円を追加。

この歳出に伴う歳入につきましては、8ページをごらん願います。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税130万円を追加。

以上が、本補正の内容でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

9款教育費、5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎ 陳情第5号

●藤田議長 日程第2 陳情第5号2019年度地方財政の充実・強化を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第5号。

2、付託年月日。平成30年6月21日。

3、件名。2019年度地方財政の充実・強化を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。今日、地方自治体の果たす役割は、少子高齢化が進行する中で医療・介護・子育て支援など社会保障への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行、さらに生活インフラの確保等、新たな政策課題への対応により、ますます重要となっている。このため、生活に密着した公共サービスの確保と地域経済の活性化が求められるなか、地方財政予算の安定確保は必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第6号

●藤田議長 日程第3 陳情第6号2018年度北海道最低賃金改正等に関する陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

●相澤産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第6号。

2、付託年月日。平成30年6月21日。

3、件名。2018年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。雇用労働者の約4割が非正規労働者である北海道においては、地域経済の底上げや社会保障制度の維持・充実のためにも賃金体系改善は喫緊の課題である。また、北海道最低賃金は依然として地域別最低賃金の全国平均を下回る状況にあり、北海道地方最低賃金審議会の答申書に表記されている目標水準への引き上げが実現できていない現状から願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第7号

●藤田議長 日程第4 陳情第7号教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」

の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第7号。

2、付託年月日。平成30年6月21日。

3、件名。教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。教育の機会均等・教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持や義務教育費国庫負担金負担率の復元、教材費等の保護者負担の解消、30人以下学級の実現、さらには地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進に係る予算の確保・充実は、未来を担う子どもたちを教育するうえで重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 陳情第8号

●藤田議長 日程第5 陳情第8号教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第8号。

2、付託年月日。平成30年6月21日。

3、件名。教職員の長時間労働解消に向け、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。文部科学省の調査では、厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている月80時間を超える教職員の残業時間の実態が明らかになった。こうした長時間労働を常態化させた要因には、超勤4項目以外は自発的な超勤として処理し、勤務実態を曖昧にしてきた給特法の存在がある。このため、給特法の廃止を含めた見直しを行い、勤務実態に沿った改革を進めることは、子どもたちの教育環境を改善し、教育サービスを充実するうえからも必要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎ 一般質問

●藤田議長 日程第6 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番岩井明議員。

●5番岩井議員 私は、今回、2項目について質問させていただきます。

初めに、学校給食費の無償化と保護者負担の軽減についてお伺いいたします。

以前の一般質問でも、この問題について質問いたしましたが、町長より、時期尚早との答弁がありました。町長の改選期でもあり、このような答弁になったと理解しているところではありますが、再度、教育行政機関の教育長に、方向性を変えて質問をさせていただきます。

2005年に制定された食育基本法では、給食、食育が知育、徳育、体育の基礎をなすものとされ、自治体においては、給食費の無償化に取り組んでいるところもあります。一方で、どこにいても食事はするのだから、学校給食費の自己負担は当然との考えもあります。この食育基本法に基づく本町としての学校給食費の無償化に対する考えをお伺いいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 御答弁申し上げたいと思います。

食育基本法では、我が国の発展のためには子どもたちが健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには何よりも食が重要であり、地域の多様性や特性と豊かな味覚、食文化の薫る日本の食について、国民一人一人が改めて意識を高め、自然の恩恵や食にかかわる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めつつ、食について信頼できる情報に基づき、家庭・学校・保育所・地域等を中心に国民運動として食育推進に取り組み、あわせて食料自給率の向上に寄与することを理念としたものと認識しているところでもあります。

教育委員会では、法に規定されているように、子どもたちの教育・保育等を行うものとして、食育の重要性に鑑み米飯給食を主体としつつ、安全・安心で食欲を促す給食の提供に努めるとともに、学校栄養教諭による給食メニューや食育だよりなどの学校・保護者向け配信や、各小中学校での発達段階に応じた給食指導や食育事業を行うほか、町単費や御寄附により地場の海産物や野菜、チーズ等を利用した「ふるさと給食」の継続実施、さらに学校現場においては学校菜園、産業体験活動など食育の推進に努めているところでもあります。

また、給食費の無償化については、さきの定例会において管内の状況等を申し上げましたが、今年度に入り状況の変化はないところであります。本町においては、学校給食法に基づき、給食費の保護者負担を願っているところであり、平成21年度の改定後、平成26年に消費税が3%アップされましたが、給食費の改定を行わずに町費の財政措置により対応し、現在に至っているところであります。

今後の方向性については、平成31年10月の再度の消費税の改定を踏まえ、学校給食センター運営委員会や町P連、保育所保護者会等の御意見を伺いながら、教育委員会並びに子育て支援所で慎重に検討するとともに、総合教育会議において町長と十分協議を図るよう取り進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で答弁を終了いたします。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 非常に模範解答だと思うのですが、それでは到底、私も納得しない部分がありまして、給食費の自己負担を求める方は、食育基本法の定義そのことよりも一般論として述べられていると理解したところですが、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるためには、何よりも食が重要だとされました。文科省の食に関する指導の手引にも、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が生きた教材として、さらに活用されるよう取り組むとあります。

学校における食育の推進は、心身の健康にとっても社会性や感謝の心を培う上でも食文化の観点からも重要だと、このようにされております。ですから、義務教育無償の原則に従って無料化を求めるのは当然のことと考えますが、教育長、再度お伺いいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 先ほど、御答弁で申し上げましたように、学校現場においては食育基本法の趣旨を踏まえた児童生徒への指導がされているものと、私は認識しております。

一方、給食費の無償化でございますが、やはり衣食住という基本的な生活の中において、一定の保護者負担を願うということについては、今のところ町P連や学校給食センター運営委員会の中においては、無償化という要望的な内容について伺っていないところであり、給食費そのものについてもほぼ100%に近い収納をいただいているということで、そういう中では保護者の御理解はいただいているという状況で、今、進んでいるものと認識しているところであります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 この給食費の負担は、全国的に高いのですよ。無理して払っていますよ。豊頃の経済状況、格差見たって決して楽な人いないですよ。大体、町の税金を払っていない方々が4割近くおられるわけですから。そういう方々の形からしても、到底そのような考えは、収納率100%というのは、かなり無理して払っているという形とられていると思うのですよ。

それで、地方財政法では、教育現場で住民に負担を転嫁してはならないと、こういうふうに項目等には給食費も含まれると、私、理解するのですけれども、教育行政としての考えをお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から、答弁させていただきますけれども、この食育基本法と食事に対する無料化とは、私は別だというふうに考えております。本町につきましては、おおむね1人、一月、四、五千円ぐらいの食費を児童生徒からいただいているわけですが、今、現代社会におきまして非常に一般家庭でも外食の多い時代になってきておりまして、まさしく外食であれば好きな物をそれぞれ食べることが可能ですけれども、やはり学校給食はあくまでも栄養のバランスをとった形で、子どもの体力に応じてそれぞれ栄養士が務めているところでございます。

この無償化につきましては、前回、私も申し上げましたとおり、何といたっても家庭的に大変厳しい方については、それぞれの手続で減額・無料化にもなりますし、一般の方はやはり食事代として一月、四、五千円ぐらい負担していただいているのが現状であります。今、岩井議員がおっしゃるとおり、本町におきましてもいずれはそういう時代が来るかもしれませんけれども、1年間に約1,400万円ぐらいの食糧費をかけているわけでありまして。それも皆さん方から、当然、保護者からいただいておりますけれども、今後も各町村がそういう動きになれば、本町もそういった面では積極的に善処しながらいきたいというふうに思っておりますが、今、いかんせん十勝でもまだ三、四町村程度でございまして。

ただ、この学校給食の無料化につきましては、一度、無料化にすれば将来ともやっぱり町が責任を持って負担すべきであり、仮に、今、教科書が無料化のように国として全校の無料化が進むように、今後、進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。ただ、今の段階では私としては現状維持で、それなりの応分の負担をしていただくのが、今の教育の正しい正しくないは別として、負担をしていただくのは本町の財政にとっても助かる状況でございまして。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 違う方向から質問させていただきますけれども、学校給食の原点と

というのは、御承知の方もおられるかと思いますが、欠食児童から全ての子どもへの社会保障費の発展としたのが学校給食の始まりで、1889年、明治22年までさかのぼりますけれども、山形県の鶴岡町、現鶴岡市、その小学校で行われたことが発祥とされております。弁当を持たない、持たせることができない貧困児童救済を目的に、限定的に始まったというふうに伺っております。そしてまた、貧困な子どもを選んで給食を与える制度として始まったために、お料理には給食を受ける子どもが負い目を感じないような配慮をするよう求める通知を政府が出すというような、きめ細かい配慮もあったというふうに伺っているところです。

そこでお伺いしますけれども、本町において要保護児童や準要保護児童、学校給食の就学援助を受けている場合のこのバッシング等の配慮についてお伺いいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 ただいまの御質問の内容でございますが、本町が平成10年から学校給食センターを設けて給食を提供して以来、恐らく御質問の内容は給食費の徴収状況が、学校現場で行われているようなことを想定されたものと考えておりますと、本町の場合は公会計により、一般会計の歳入歳出にそれぞれ収納事務、給食センターが収納事務を行っておりますので、学校現場における給食費のお支払いの現場というところについては、学校現場自体では生じていないものであり、御質問の内容の中で負い目を受けるといふか、そういうことについては、学校現場そのものにはないものというふうに認識しております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 もっと現場を歩けばわかるのですけれども、結構高学年、中学校程度になると、そういう認識もあるのですよ。そういうような状況も。それでまた就学援助、この給食費が、保護者が申請しなければ利用できないと。しかし、制度の周知、申請方法は、希望者に申請書を配付するだけのところもあれば、全員に申請書を配付するところもあります。就学援助の説明会を行っていない学校、これにつきましては4割に及ぶという町村もあったと伺っているところです。

このことから、必要な人に必要な情報が届き、申請できる状況ではないと認識するところです。経済的に困窮している家庭は、こうした自分にとって重要な情報を入手することが、簡単ではない情報弱者であることも多いものですが、本町の給食費等の就学援助の情報提供、どのような方法で行っているのかお伺いいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 お答えしたいと思います。

本町の就学援助、準要保護・要保護の関係については、全員の児童生徒に対して情

報の提供といたしますか、申請の要項等つけまして、児童生徒全員の家庭に情報としてお伝えしているところであります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 先ほどのバッシングの状況についてお伺いいたしますけれども、親の貧困状況によって、広い意味で教育に該当する子どもの食育等に格差があってはならないと、私、認識しております。同時に給食費の無償化は、無償提供されている児童へのバッシング等の解消にも大きく貢献するものと考えます。そのところ行政としての考えを再度お伺いいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 再度、バッシングというようなお言葉をいただきましたが、先ほど答弁をさせていただいたとおり、教育現場においては、そのような課題があるように私は認識をしておりませんので、バッシング等の状況については、ないものというふうな認識であります。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 教育現場、重要な課題を認識していないということ自体が、私、いかななものかと思うのですけれども、この問題にも今後も粘り強く取り組んでいくことを申し述べまして、次の質問に移らせていただきます。

児童への虐待防止等についてお伺いいたします。

本町において、幼児虐待等の問題は、過去には何点かあったと伺うところですが、現況ではないものと信じたいところです。近年、多くの幼児虐待がマスコミ等で聞かれますので、本町における虐待防止等について質問いたします。

香川県で虐待を受けていた5歳の児童が、両親から虐待を受け、児童相談所に2度保護される状況にありましたが、児童相談所等の判断により両親のもとへ返されました。その後、東京都に転居後も虐待は続き、児童相談所の接見もないままに、幼い命を落とすことになったとの報道がありました。

この事件に対する町長の見解と本町における児童虐待等に、行政機関としての取り組みや他機関との連携等についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

今回の香川県で起きた事件につきましては、親が幼い子どもの命を奪うという本当に痛ましい、あってはならないことであり、私も言葉に言い尽くせない悲しい事件だというふうに考えております。亡くなられた児童に対しては、心から御冥福をお祈り

申し上げる次第であります。

児童に対する虐待は、最近、増加傾向にあると言われております。ある専門機関の推計によりますと、年間約350人、1日1人、そういった子どもの命が奪われているとも言われております。この事件は、関係機関の対応が指摘されておりますが、本町といたしましては、児童虐待は発生を未然に防止するということが最も重要であり、育児の孤立化など虐待に至らないような適切な支援を提供するため、現在、保健師等による乳児家庭の全戸訪問、さらには育児不安などを抱える母親の養育支援訪問を実施しております。

また、虐待の早期発見、早期対応に対する組織として、町、児童相談所、警察、医療機関、学校など関係機関・団体を構成員とする要保護児童対策地域協議会を設置し、非行や不登校などを含めた地域で心配のある児童を初期段階で発見し、適切な支援をするために連携・協力を図ってきております。本町は、これまで児童虐待に対し深刻な事態に至ったことはありませんが、子ども一人一人に対し、日ごろから町民の皆さんが人権を守る強い意識を持って見守っていただくことが、何よりも重要なことと思います。これらの対策のさらなる推進、周知を着実に実行し、町民の皆さんの協力を得ながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりに進めたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 やはりすばらしい回答で感心するところですが、この児童虐待防止等の法律と私も文言を整理して質問いたしますけれども、政府は、深刻な社会現象になっている児童虐待に対し、2000年、平成12年の5月に児童虐待の防止等に関する法律を施行しております。また、児童福祉法も一部改正し、対応を強めていることも承知しております。親権を行う人、児童を現に監護をする人、この保護者が児童に身体的虐待、性的な虐待を行い、また、監護の怠り、一般的にネグレクトと言っていますけれども、それや心的外傷を与える暴言や言動、言葉によるおどしや拒否的な態度などの心理的な虐待を行うことを児童虐待と定義して、国や地方自治体の責務を明記しております。

法律では、児童虐待の予防、早期発見、児童の保護、虐待を行った保護者への勧告や必要な場合は面会などの制限、接近禁止令を出すことになって定めをつくっております。また、地域で要保護児童対策地域協議会、これを設置し、乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法に基づく訪問事業、養育支援訪問事業これを実施、児童相談所などと児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応のための連携を進めております。

最近では、東京で起こった虐待死の状況を加味し、他機関との連携を模索していると伺うところです。本町において、この要保護児童対策地域協議会、また、これに匹

敵するような地域づくり、そして先ほど言われたので、これは行われていると思えますけれども、乳児家庭全戸訪問事業、また、母子保健法に基づく訪問事業、養育支援訪問事業等の対応等についてお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 専門的なことについては担当課長から、また御説明をさせていただきますけれども、私は虐待については何をもって虐待か、何をもってしつけかというのは、非常に線引きはできないというふうに思っております。特に、岩井議員も御存じのとおり、以前には兄弟がたくさんおりまして、それぞれ兄弟げんかで子どもたちは成長してきたわけでありまして、最近は子どもの数が少ない、大切にする、しつけもきちっとしますけれども、しつけがきつすぎると、今、言った虐待につながる傾向もある。

特に、最近の若い御夫婦は、なかなか子育てが難しくて悩む方もいらっしゃる、心を痛める方もいらっしゃるというふうに考えております。社会全体で守る、大切な子どもを守らなければならないというふうに思っております。特に、本町につきましては、御存じのように報徳のおしえがしっかりとしておりますから、どの子どもたちもどの家庭でもある程度、そういった常識的なことについては把握をされているふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり、本町においてそういった大きな虐待というのは、なかなか見当たらないというか、そういうことは私はないというふうに考えておりますし、また、家庭的な問題で隣の家庭に、子どものしつけなり教育を指導することは、なかなかできるものではありません。以前みたく悪いことをすれば、隣のおやじがげんこつを張るといような時代でもなくなってきて、それだけに難しくなっております。これからもそういった意味では、子どもには行政機関、さらには社会福祉協議会等もございますので、しっかりとした形の中で子どもを守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 虐待等の対策の関係ですけれども、本町におきましては、先ほど町長から答弁ございましたが、早期発見のための対策としまして幼児の全戸訪問、これにつきましては平成29年度で16戸、これは全戸訪問しております。また、養育支援訪問であります、これにつきましては平成29年度で3戸、6回にわたって母親等の育児相談等に乗っております。また、早期対策の機関としまして、要保護児童対策地域協議会の開催状況であります、29年度におきましては、これらを開催しておりません。特に、そういった案件がなかったためでございます。

なお、28年度におきましては、個別のケース会議としまして1回開催しております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 この幼児の虐待だとか、こういう関連に関しては、先ほど町長が言われたとおり、隣に入ったとか、そういう行き来はないとかそういう家庭、一般の家庭に立ち入るのはどうのと言っていますけれども、今回、これあったのはそれなのです。そして職務にもかかわらず面会しなかったと、接見しなかったというので、これが起きているのですよ。これ350近いところで、接見しているところは本当にないですよ。

それで伺いますけれども、今回のような事件について問われるのは、保護者から接見を拒否され、児童相談所の相談員が、幼児と接見することのないままに死に至っております。本町において、児童虐待等のトラブルに対する関係者の教育等について、どのような対策を講じているのかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、虐待される、相談する施設というのは御存じのとおり非常に少ない。しかし、今は1日1人ぐらいで、そういった事故に遭っている子どもたちがいらっしゃる。本町は、先ほど申し上げましたしっかりした機関の中で、それぞれ外部団体も協力していただいておりますので、大きな問題は別として、小さなものについては教育委員会なり学校に情報が入り次第、適切に対応していくというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 豊頃町も今現在でも、貧困と格差は広がっていく状況が生まれてきております。児童の虐待の根本的なところには、これは貧困と格差、この社会のひずみが生んでいるとも言われております。

東京の例を分析しますと、また、ほかの社会福祉関係のところでも伺ってきたのですけれども、児童にとってどのような虐待に遭おうとも保護者を信じている。日常の虐待が通常的生活だと、虐待の認識がない児童が多数いると、このように伺っております。東京都の児童のように、朝4時から書き取りから始まり、就寝時までわずかな粗食で、20近いノルマが課せられる。中には体力が尽きるまで、ランニング等の運動なども課せられていたと伺っております。亡くなったときには、医者診断でストレスで体の一部の器官が、通常の子どもの5分の1にもなっていたと、そのような過酷な状況であるにもかかわらず保護者を信じて、自分が悪いからこのような目に遭う

と、幼いながらも自己批判しているのですよ。保護者を信じながら、5年間の短い生涯を閉じた。かわいそうとか、そういう問題ではないのですね、これ、社会全体で取り組んでいく問題。

そして、今、350と日本全国でいっていますけれども、これは氷山の一角なわけなのです。このことから貧困と格差が広がりつつある本町において、各児童の生活状況をしっかりと把握し、このような状況を生まないような取り組みをさらに強く求めるところですが、最後に、町長の意見や感想等ありましたら伺いたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 全国的に本当に痛ましい事件が起きておりまして、豊頃町では、それをどうするのだということだと思いますけれども、本町は本町としてしっかりと未然に防止する対策を考えておりますし、それぞれまた各福祉団体も協力体制に入っております。万が一の場合については、的確に処理するのは当然ですけれども、やはりそういった情報を的確に共有しながら、子どもたちを守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 終わります。

●藤田議長 11時まで休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

一般質問、通告順番2、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 このたびの質問は、我が町における第4次豊頃町まちづくり総合計画の中にある「親しみと賑わいのある商工観光の推進」、商業・商店街の振興策について、重要な緊急課題として幾つか町長にお聞きしたいと思います。

茂岩市街中心部において、長年経営をしているスーパー店舗が、来年2月をもって閉店するとのことでありますが、我が町唯一のスーパーマーケットの閉店後の町行政としての対応・対策と市街地活性化対策について、次の4点について町長の考えを伺います。

まず1問目として、来年2月でのスーパー閉店及びJA豊頃町の店舗事業からの撤退表明を受けて、特に高齢者を中心に買い物弱者・難民を不安視する町民の方も多く、町長は、この問題をどのように対応しようとしているのか伺います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

本年5月に開催されましたJA豊頃町の総会で、本町の唯一でありますスーパーが、明年2月に閉店するという話が出たことであります。この運営母体は、豊頃協同商事という名前ではありますが、その会社というか、農協ですね、が退くということを新聞報道されたところでございます。来年3月以降、店舗が閉じられますと、町民の方々の生活に多大な影響を及ぼすのはもちろんのことですけれども、何といたっても高齢者の多い豊頃町にとりましては、特に高齢者にとっては死活問題ではないかというふうに思っております。

このたびの閉店につきましては、現在、経営されている方の御家族の健康上の理由と伺っております。町といたしましても町民の方々の生活を守るために、店舗の継続は不可欠でございます。あわせて、現在働いている方々の雇用確保にも配慮すべきというふうに、現在のところ考えているわけであります。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長よりお話を伺いました。

実は私は、平成28年3月10日の定例議会においても、豊頃旭町の茂岩スーパー系列の小売店が閉店したときも同様の質問を町長にしており、近い将来、茂岩中心街の本店においても経営者の健康上の理由と後継者、担い手不足が深刻なことから、閉店の可能性が高いことを指摘しておりますが、そのときは現実にそうなったときの対応策として、町長の考えをお聞きしております。

町内唯一のスーパーマーケットの経営につきましては、JAと個人商店の出資額がそれぞれ半分の持ち出しにより経営されているとのことから、その協同事業の解散や閉鎖については、かなり大きな社会的責務を伴うことが、当時、町長より指摘されております。今回の協同商事解散については、商業者側のやむにやまれず限界の判断と、JA側の食品にかかわる小売業からの撤退につきましては、これらにかかわるかわりの専門職の人材や受け皿を思うように創出できなかったことが、主たる要因と関係者からお聞きしておりますので、1個の経営体の判断といたしましては、万策尽きた感じがいたします。

地元商工会会長より、JAに対し店舗の継続営業に関する要望書が提出されていることも聞いておりますので、今後のJA理事会と役員判断にいちの望みを託したいと思いますが、今後の予定といたしましては、来年2月で町内唯一のスーパー店舗は閉店、その後は協同商事の解散・清算に向けての作業になると、関係者より私は聞いておりますので、今後、事態を想定したときの対応・対策がどうしても行政に向けて問われてくると思います。いずれにいたしましても、茂岩本町中心街の商業施設は、商店街にとっても拠点となる重要な位置にあり、豊頃町まち・ひと・しごと創生

総合戦略の基本方針にあります魅力的な市街地空間の整備を創出するためには、重要な店舗と私は理解しております。

町民が、特に高齢者を中心に買い物弱者・難民が発生することのないよう、商店街の振興策を加速化して推進することが重要だと、私は考えます。それには我が町で一番大きな経済団体であるJAとの協力体制が重要であるとともに、今後の新たな協議に向けても商工会、行政、民間企業のアイディアを参考に、我が町に適した商店街の振興策がプランニングできるように希望したい、そういうふうに私は思っております。

町長は、今後の振興策について、いわゆる外部者についてのことでございますけれども、起用しての新たな考え方について、どのように考えるかお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在の建物運営等につきましては、JA豊頃町、さらにはスーパーアグリの方々、先ほど御質問のとおり、権利が半分半分お持ちになっております。今、スーパーの経営者が本格的に体調を崩して、やめられるということが決定いたしました。本町としては、まだそのお店に関しては積極的には関与しておりませんが、あくまでも農協とスーパーの経営者の間の問題でありまして、私のほうからどうのこうのということについては、差し控えたいというふうに考えております。

しかし、町民の暮らしを守ることにについては、先ほども申し上げましたけれども、何らかの形でいずれは関与しながら、町の条件等も出しながら、協議を進めていかなければならないというふうに考えております。今の段階では、まだまだアグリさんの考え方もあるでしょうから、それはある程度静観してみなければ、右往左往しても始まらないのではないかとこのように思っております。しかし、今言ったとおり、万が一継続・経営する方がいなくなれば大変なことになりますので、これから冷静に判断しながら考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま町長から答弁をいただきました。

この豊頃町に、スーパーマーケットと言われる小売店のお店は、本当に茂岩中心街に1店舗のみでございます。あとは系列のコンビニエンスストアが、38号線沿いに豊頃南町のほうにあるということでございます。実際に3月からこの中心街に店舗が営業されていないという状況になりますと、まず茂岩中心街のほか茂岩栄町等にとっても、それこそお年寄りの方々も居住している部分につきまして、いろいろコミュニティバス等で、今の現在のスーパーアグリのほうに買い物に来られるお客さんもかなりありますし、それから我が町商品券等の効果もございまして、非常に商店の購買効

果も上がっている状況でございます。

それなのに、この担い手問題については、本当に豊頃町の商工業者が抱えている問題としては、大変な問題でございまして、それを助けるに当たっては本当にまちの大きな経済団体か、もしくは行政が立ち上がって支援をしていかないと、非常に難しいのではないかなというふうに私は考えてございます。

J A豊頃町が、店舗事業からの撤退を表明した経緯につきましては、過去にもJ Aの経営上のこともございまして、それらの問題を克服するために現在の協同商事を商店主と、組んだわけでございますけれども、やはり人間の営みとして人間は年を取るものですから、なかなか後継者が確保できないと商店経営も困窮といたしますか、その後につながらないということになってございます。J Aといたしましても、人材的な確保も含めて、聞くところによると、いろいろ苦心をして調べたようでございますけれども、なかなか後のことが見つからない状況であったというふうに聞いておりますので、今後これらの、例えば、今あるアグリのお店、いわゆるJ Aが持っているものでございますけれども、これを町が引き受けることが可能なのか、また、引き受ける場合の条件について、もしこういったことを今から考えるといたしますか、来年店舗がなくなることが事実だとしたら、考えておかなければならないことではないかなというふうに思いますので、現状の店舗を町が引き取って、何らかの形で運営することができるのかどうかのことについて、町長にお聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、まだ、現在経営中でありまして、先ほど申し上げましたとおり、建物は農協のものでありますので、私どもからそういった条件を出してどうのこうのということは、差し控えたいというふうに考えております。特に、店舗の場合については、ほかの食堂も入っておりますので、いろいろ下のほうのアグリを継承される方であっても、そういった建物家賃のこともあろうでしょうから、私のほうから、町がどうこうすることは先ほど言いましたとおり、差し控えさせていただきます。

特に、今、第三者にそういった経営が移った場合については、あそこに置いてある現金払戻機というか、ATMの問題、さらには組勘の問題、いろいろ事務的な問題も出てくると思います。そして、まして建物そのものがどう管理するかについては、私個人の考えを申すべきではなし、大きな問題はやっぱりこれからも議員の皆さんと協議をしながら、そしてまた御理解をいただきながら、進まなければならないというふうに考えております。今、本町の商店のほうのものにつきましては、スーパー以外にもたくさんの商店がございまして、先ほど言ったとおり、プレミアムつき商品券などで、できるだけ購買力が下がらない、購買力が維持できるような形で努力をしております。

したがいまして、今、店舗がなくなるということに向かいは、これからもしっかりとお互いの情報を聞きながら、また、農協の責任者とアグリ責任者との間の話がある程度まとまれば、町も介入してそれなりの財政支援をできるものは財政支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 なかなか町長の答弁を聞いておりましたが、行政といたしましては、まだこういう個人の私有資産のことについて、判断はできないという状況であるかというふうに私も聞いて認識しておりますけれども、現在からいろいろ本当に協議も進めていただかないと、来年の状況については白紙ということでは、中心街に店がなくなるということは空洞化を招きますので、そのことについては本当にまちが、また商工会、JAも含めて早急に、迅速に話を進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

JAは、確かに組合員との関係もあり、いろいろなシステムのことでもございますけれども、それらも引き継いだ上で新しい商業施設が、そういった形のものに対応しきれぬのかどうかのことについても、そのことも含めてある程度前段での話し合いがないと、非常に町民の方々はどうなるのだろう、先行きが不透明になるわけでございます。

実は、こういう店舗事業につきましては、管内のJA、道内のJAも含めまして、非常に地方のJAの店舗事業は困窮している状況でございまして、いろいろな形で各地においては、店舗展開をしている状況でございます。広尾町につきましては、JAみずからが投資して店舗事業を新たに展開しておりますし、芽室の上美生においては、地域住民がNPO法人を立ち上げて、それこそ自分たちの店舗をつくった上で、自分たちの地域を活性化していこうという考え方で、もとのJAの跡地を利用して、そんな商売をしております。また、上士幌のJAにつきましては、古い店舗を商店に売却いたしまして、そこにまたお店の継続の道を見つけているようでございます。また、それこそ北竜町とかという町にいきますと、ことしの4月に新たにオープンしたココワという施設は、町が全くの出資者になりまして、町長が代表取締役になってスーパーを展開している実情もでございます。

我が町にとって、どういう展開がいいのかということも含めまして、何せやはり一番大きな経済団体であるJA、組合長と早急に何らかの道筋を見つけていただければなというふうに、私、思っているわけなのですけれども、町長、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほど申し上げましたけれども、私も大変心配しておりますけれども、

何といても建物が農協で、さらに組勘等の取引の事務内容についても、農協が実権を持っているような形であります。したがって、人様の建物をどうこうすることは、想定して物事を判断することは、非常に失礼だというふうに思っております。

したがって、農協が明らかに総会で撤退するということになりましたので、これから農協の責任者の方々と十分話しながら、どういう形で町がかかわっていかと。特に大きな問題になりますと、私個人で約束することはできません。何といても農協には理事会ありますし、私のほうには議会がありますので、議会の皆さんと十分協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 なかなか現時点では、前向きな回答を引き出すのは非常に難しいのかなというふうに考えてございます。しかしながらにして、来年から本当に高齢者の方々も含めまして、買い物先が見つからないという状況だけは、回避していただきたいというふうに思っております。ちょっと余談にはなりますけれども、実は4月に所管事務調査がございまして、掛川市のほうに行ってみまして、そこで大日本報徳社というところに寄りまして、そこからカレンダーをいただきました。ちょうど6月のカレンダーに、二宮尊徳さんが言っておられた言葉で、農の道が立って、次に商工の道が立つと、6月のカレンダーに、この文字が毛筆で書いてございました。豊頃町も農業が主体の一次産業のまちでございまして。こういった農家の人たちも含めて、商店街に活性化をもたらす形というのは、そういう産業の母体からできるのではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町長の回答の中から、今後、前向きに協議していくという状況でございまして、私のほうから言わせていただくのは、とにかく来年度そこに買い物先が、中心街にないというのだけは回避していただけるように関係団体、それぞれ商工会の方々も含めて、そういったお話し合いを加速化していただきたいというふうに思っております。私の願いは以上でございましてけれども、町長、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私も、今、小笠原議員おっしゃるとおり、私のまちからそういった大きなスーパーの火を消すということとはできない。当然、小さなまちですから必要ですので、何ともしてもそれは食いとめたいというふうに考えております。これから本格的に建物の管理時、さらには組勘の取り扱い等々について、十分また協議させていただき、現在のアグリ経営されている経営者とも、どのような形である程度進めてい

か、そして町がどれほど協力できる体制を整えるか、十分に検討していきたいというふうに思っております。

また、一部によれば、ある程度アグリの経営責任者も、それなりに後継者的な方を模索しているという話も伺っておりますので、それはそれなりの努力をしているというふうに思っております。

まちの活性化については、いかんせん人口が減ってきております。非常にうちのまちの商店も頑張っておりますけれども、いかんせん人口が減ってくると、当然、そういった形では経営がしづらくなるわけでありまして。どの店舗も火を消さないように努力するよう、行政としても商工会と十分協議しながら、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 町長のお話にもあったとおり、我が町も人口が衰退している現状については、私も認識しております。私の地元であります十弗にも、店がなくなって10年以上たちます。大津地区にも小売店がなくなっている現状やスタンドがなくなっている現状もございます。やはり人口密度が低くなることによって、商売というのは非常に大変なのかなというふうに思っております。

ただ、これを一つ一つ解決していけるのは、行政の力だというふうに私も思っておりますし、それと大きな経済団体が結びつければ、町民の皆さん、もしくは組合員の皆さんの負託に応えることができるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも来年3月からとは言いませんけれども、来年度に向けての町なかの活性化について、どうぞひとつ加速化して事業を進められるようよろしく願いして、本日の質問を終了させていただきます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 小笠原議員のおっしゃることは、十分把握しております。これからも、今も大津の方々が大変不便を来していますけれども、できるだけコミバスを使って、そういったまちのほうに移動していただく形も考えております。これからも各団体と協議しながら、少しでも町民の暮らしを守っていくように努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 終わります。

●藤田議長 これで、一般質問を終わります。

◎ 意見書案第2号

●藤田議長 日程第7 意見書案第2号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員。

●1 番中村議員 意見書案第2号。提出者、豊頃町議会議員中村純也。賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、高齢化が進行する中での医療・介護、子育て支援など社会保障への対応、地域交通の維持、森林環境政策の推進など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設の老朽化対策など、新たな政策課題に直面している。

一方、公共サービスを提供する人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかなサービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるためこれに見合う財源が必要である。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧される。また、自治体基金は景気動向による税収の変動、人口減少による税収減や地域の実情を踏まえた政策課題に対応する目的で積み立てており、財政的余裕によるものではないことから、基金残高を地方財政計画に反映させて地方交付税を削減すべきではない。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であり、政府に以下の事項の実現を求める。

記。

1、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の充実など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。また、消費税・地方消費税の引き上げを予定どおり2019年10月に実施し、社会保障財源に充てること。

2、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する

地方自治体の財政需要と、公共サービスの提供に必要な人員を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小すること。

4、住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。

5、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように地方交付税を算定すること。

6、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

8、地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然の政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第3号

●藤田議長 日程第8 意見書案第3号2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番相澤昌幸議員。

●4番相澤議員 意見書案第3号。提出者、豊頃町議会議員相澤昌幸。賛成者、豊頃町議会議員坂口尚示、同上岩井明、同上小笠原茂人。

2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

2010年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と合意している。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を4年連続で表記している。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2018年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、「できる限り早期に全国最低800円を確保」「2020年までに全国平均1,000円を目指す」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラ

ン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げる
こと。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額
958円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げをはか
ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある
対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先、北海道労働局局長、北海道地方最低賃金審議会会長。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

●藤田議長 日程第9 意見書案第4号「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫
負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・
拡充と就学保障に向けた意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員。

●1 番中村議員 意見書案第4号。提出者、豊頃町議会議員中村純也。賛成者、豊頃
町議会議員小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復
元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出
について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「30人以下学級」の実現、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書。

日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は、昨年のOECDの発表によると、比較可能な加盟34カ国中、再び最下位となっている。その一方、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にある。また、子どもの貧困率は、18歳未満の子どもがいる世帯の7人に1人、ひとり親世帯の2人に1人以上との国の調査結果もあり、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。

教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態、給食費、修学旅行費、教材費の私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じている。また、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている。

このため、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要望する。

記。

1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかること。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかること。

5、高校授業料無償制度への所得制限の撤廃をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第5号

●藤田議長 日程第10 意見書案第5号教職員の長時間労働解消に向け「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員。

●1 番中村議員 意見書案第5号。提出者、豊頃町議会議員中村純也。賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

教職員の長時間労働解消に向け「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

教職員の長時間労働解消に向け「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の廃止を含めた見直しを求める意見書。

平成29年4月に公表された文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）」において、厚生労働省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5パーセント、中学校57.6パーセントに達していることが明らかとなった。

「給特法」では、「正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準

に従い条例で定める場合に限る」と規定し、政令は「原則として時間外勤務を命じない」「命じる場合は、超勤4項目の業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」と規定しており、教職員の長時間労働に歯どめがかからない大きな要因として「給特法」の存在がある。

学校現場では、時間外勤務を行わなければ膨大な業務を消化できず、「命令によらない」時間外労働が常態化しており、超勤4項目以外の業務に従事した場合については何の定めもなく、教員の「自発的勤務」として時間外勤務にあたらなるとされている。また、「給特法」は、労働基準法第37条を適用除外し「時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない」と規定していることから、教育委員会・管理職による勤務時間管理や時間外勤務規制の責務までも曖昧にしている。現在、教員の時間外労働は、「給特法」制定時の月6時間程度から大幅に増加しており、「給特法」の見直しは必須である。

今国会において「働き方改革関連法案」が提出され、その解消に向けて「労働基準法」の改正案が議論されているが、長時間労働是正に向けては、時間外労働を抑制する法制の検討が肝要となる。したがって、学校における「働き方改革」を進めるにあたっては、まず、教育職員に係る勤務時間管理の根幹をなす「給特法」についての論議がなされてしかるべきであり、何より「給特法」は、労働条件に関する最低基準を定めた「労働基準法」の一部適用除外を定めた法律であることから、ことさら厳格な運用が求められるものであり、法と実態がかい離し、また、法の趣旨が形骸化している現状の改善なくして学校現場の働き方改革は成し得ない。

については、教育職員の長時間労働解消に向け、実態とかい離している「給特法」の廃止を含めた見直しを行うよう要望する。

記。

1、教育職員の長時間労働解消に向け、実態とかい離している「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の廃止を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

- 藤田議長 日程第11 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

中川事務局長。

- 中川事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、平成30年7月3日、火曜日から同月4日、水曜日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、全議員。

2、姉妹都市交流。

目的、姉妹都市との交流及び親善のため。

派遣期日、平成30年7月28日、土曜日から同月30日、月曜日。

派遣場所、福島県相馬市。

派遣議員、藤田博規議長、中村純也議員。

3、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。

派遣期日、平成30年8月21日、火曜日から同月22日、水曜日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、議会運営委員、4人。

以上です。

- 藤田議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●藤田議長 日程第12 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第13 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で終了することに決定しました。

◎ 閉議宣告

- 藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 藤田議長 これをもって、平成30年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員